

亀山市告示第214号

亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山サステナブル農業奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業を営むるために必要な資格等（法令に基づく又は官公庁等が認定する免許その他の資格等をいう。以下同じ。）を取得しようとする者に対し補助金を交付することにより、持続可能な農業経営の実現を促進することを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山サステナブル農業奨励事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により亀山市から農業経営改善計画の認定を受けている者又は法第13条の2第1項の規定により国若しくは三重県から農業経営改善計画の認定（当該認定に係る2以上の市町村に亀山市が含まれている場合に限る。）を受けている者で、農業を営むるために必要な資格等を取得しようとするものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1の交付申請につき5万円を限度として、次に掲げる資格等を取得するための受験料、受講料又は認定料の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 食品衛生責任者
- (2) 無人航空機操縦技能
- (3) ファイナンシャル・プランニング技能
- (4) 日商簿記検定（初級以上）
- (5) マーケティング検定（3級以上）

(6) ジョブコーチ

(7) みえの安心食材表示制度

(8) 前各号に掲げるもののほか、農業を営むために市長が必要と認める資格等

2 補助金の交付は、前項に掲げる1の資格等につき、1の年度に1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、資格等を取得するために受験し、研修を受講し、又は認定を申請する前に、補助金等交付申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、補助金等交付決定指令書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、資格等を取得するために受験し、研修を修了し、又は認定を受けたときは、その日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。